

## 枚方市規則第 25 号

### 新型コロナウイルス感染症による影響を受けた者に係る令和4年度分の国民健康保険料等の減免に関する特別措置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染拡大の影響により収入が減少した者の経済的負担の軽減を図るために行う令和4年度分の国民健康保険料等の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険料の減免)

第2条 枚方市国民健康保険条例施行規則（昭和55年枚方市規則第18号）第19条第1項に定めるもののほか、枚方市国民健康保険条例（昭和54年枚方市条例第37号）第29条第1項第5号に該当する世帯は、次のいずれかに該当する世帯とするものとする。

- (1) 生計を主として維持する者（以下この条において「生計維持者」という。）が新型コロナウイルス感染症により死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 次のいずれにも該当する世帯

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の令和4年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、当該減少が見込まれる額（保険金、損害賠償金等により補填された金額があるときは、当該金額を控除して得た額。以下同じ。）が生計維持者の令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上となること。

ロ 生計維持者の令和3年の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法第314条の2第1項及び第2項の規定の適用がある場合には、当該適用前の金額）の合計額（次項第3号及び第3項第2号において「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であること。

ハ 生計維持者の令和3年の所得（イに規定する減少が見込まれる事業収入等であって、当該減少が見込まれる額によりイに該当することとなるものに係る所得（第3項第1号において「減少所得」という。）以外の所得に限る。）の合計額が400万円以下であること。

2 前項各号に該当する世帯についての国民健康保険料の減免は、令和4年度分の国民健康保険料であって、普通徴収に係る当該国民健康保険料の納期の末日（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第76条の4において準用する介護保険法（平成9年法律第123号）第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の日）が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあるもの（以下この項及び次項において「減免対象国民健康保険料」という。）について行うものとし、その額は、次の各号に掲

げる世帯の区分に応じ、当該世帯に係る減免対象国民健康保険料（第2号及び第3号に掲げる世帯にあっては、特定減免対象国民健康保険料）の額に当該各号に定める減免率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 前項第1号に該当する世帯 100パーセント
- (2) 前項第2号に該当する世帯（新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業等が廃止され、又は生計維持者が失業した世帯に限る。） 100パーセント
- (3) 前項第2号に該当する世帯（前号に掲げる世帯を除く。） 次の表の左欄に掲げる生計維持者の令和3年の合計所得金額に応じ、同表の右欄に掲げる減免率

合計所得金額	減免率
300万円以下	100パーセント
300万円を超え400万円以下	80パーセント
400万円を超え550万円以下	60パーセント
550万円を超え750万円以下	40パーセント
750万円を超え1,000万円以下	20パーセント

3 前項の特定減免対象国民健康保険料の額は、減免対象国民健康保険料の額に第1号に掲げる額を乗じて得た額を第2号に掲げる額で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 生計維持者の令和3年の減少所得の合計額
- (2) 生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者（生計維持者を除く。）の令和3年の合計所得金額の合計額

4 生計維持者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（次項において「特例対象被保険者等」という。）である場合における第1項第2号イの規定の適用については、同号イ中「、山林収入又は給与収入」とあるのは「又は山林収入」とする。

5 世帯に特例対象被保険者等が属している場合における第3項第2号の規定の適用については、同号中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（特例対象被保険者等にあっては、国民健康保険法施行令第29条の7の2第1項の規定による読替え後の同令第29条の7第2項第4号に規定する総所得金額により算定した合計所得金額）」とする。

（介護保険料の減免）

第3条 枚方市介護保険に関する規則（平成12年枚方市規則第37号）第33条に定める場合のほか、枚方市介護保険条例（平成12年枚方市条例第17号）第10条第1項第5号に該当する場合による介護保険料の減免は、次のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この条において「生計維持者」という。）が新型コロナウイルス感染症により死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。
- (2) 次のいずれにも該当すること。

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の令和4年の事業収入等の減少が見込まれ、当該減少が見込まれる額が生計維持者の令和3年の当該事業収入等の額の10分の3以上となること。

ロ 生計維持者の令和3年の所得（イに規定する減少が見込まれる事業収入等であって、当該減少が見込まれる額によりイに該当することとなるものに係る所得（第3項第1号において「減少所得」という。）以外の所得に限る。）の合計額が400万円以下であること。

2 前項各号に該当する場合による介護保険料の減免は、令和4年度分の介護保険料であって、普通徴収に係る当該介護保険料の納期の末日（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付（介護保険法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。）の支払の日）が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあるもの（以下この項及び次項において「減免対象介護保険料」という。）について行うものとし、その額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該者に係る減免対象介護保険料（第2号及び第3号に掲げる場合にあつては、特定減免対象介護保険料）の額に、当該各号に定める減免率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前項第1号に該当する場合 100パーセント

(2) 前項第2号に該当する場合（新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者の事業等が廃止され、又は生計維持者が失業した場合に限る。） 100パーセント

(3) 前項第2号に該当する場合（前号に掲げる場合を除く。） 80パーセント（生計維持者の令和3年の合計所得金額（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第38条第1項第6号イ（同令附則第23条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する合計所得金額をいう。次項第2号において同じ。）が200万円以下である場合にあつては、100パーセント）

3 前項の特定減免対象介護保険料の額は、減免対象介護保険料の額に第1号に掲げる額を乗じて得た額を第2号に掲げる額で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 生計維持者の令和3年の減少所得の合計額

(2) 生計維持者の令和3年の合計所得金額

附 則 [令和4年3月31日公布]

この規則は、令和4年4月1日から施行する。